

令和8年5月7日(木)より申請受付を開始します!

遊漁船の安全・安心 確保推進事業

購入金額の
2/3を補助
します!

遊漁船の安全・安心確保推進事業とは、遊漁船の安全対策に積極的に取り組む者を支援し、その持続的な事業運営を下支えしつつ、遊漁船の安全・安心な運航を実現することを目的に、「4つの安全設備」の購入設置費用の一部を支援する補助金制度です。

遊漁船が補助対象船舶です

遊漁船業の適正化に関する法律(昭和63年法律第99号)第3条第1項の規定に基づく登録を受けて遊漁船業を営む方の同法第2条第2項に規定する遊漁船が対象です。

4つの安全設備が補助の対象になります

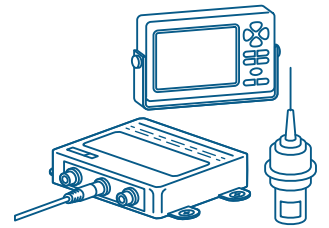
業務用無線設備

周囲の複数の船舶等との連絡が可能な業務用無線設備(漁業無線等)の購入費の一部を補助します。



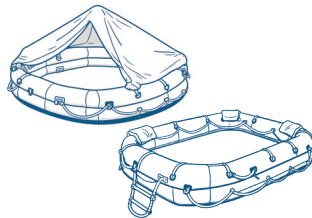
非常用位置等発信装置

海難時に自船の位置情報を発信するとともに、自船の位置を自動的に連絡できる装置(新型EPIRB・AIS)の購入費の一部を補助します。



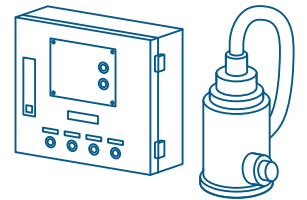
改良型救命いかだ等

船舶から乗り移る時の落水の危険性が軽減された、改良型救命いかだ等の購入費の一部を補助します。



浸水警報装置・排水設備

浸水を知らせる浸水警報装置(警報盤・検知器)と排水設備(排水ポンプ)の購入費・設置費の一部を補助します。



令和7年4月以降に購入した補助対象経費の2/3(上限あり)*が給付されます

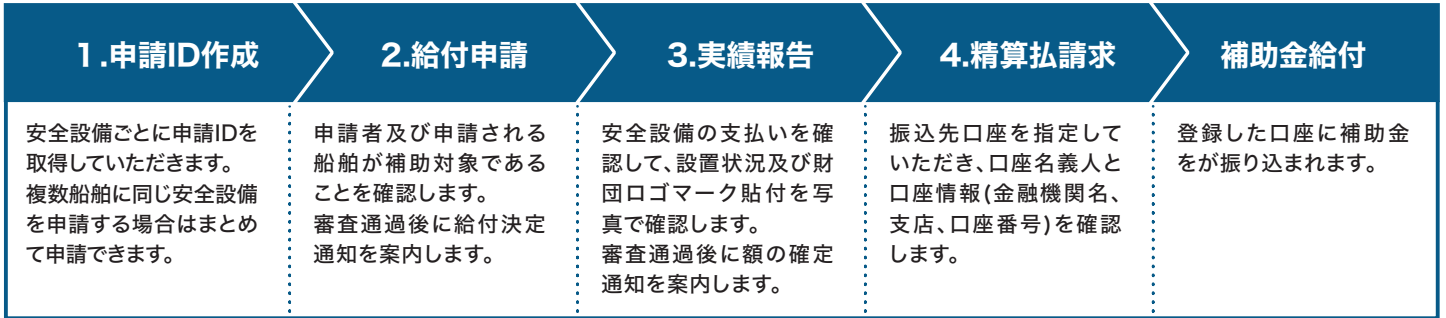
*大型船(総トン数20トン以上の船舶)の場合、補助率、補助上限額が異なります。詳細は補助金ホームページ掲載の「給付規程」「公募要領」をご確認ください。

設備	補助率	一隻あたりの補助上限額	備考
業務用無線設備	2/3	8万円	購入費の2/3、または補助上限額の低い金額を給付。
非常用位置等発信装置		38万円	
改良型救命いかだ等		最大とう載人数に応じ、異なります。 ・~16人 : 73.3万円 ・17~25人: 100万円	購入費の2/3、または補助上限額の低い金額を給付。 ※26人以上の補助上限額は給付規程を確認してください。
浸水警報装置・排水設備		浸水警報装置(検知器)または排水設備の購入個数により決定します。 ・1個購入の場合: 25万円 ・2個購入の場合: 40万円 ・3個以上の場合: 55万円	購入費・設置費の2/3、または補助上限額の低い金額を給付。 ※本体価格の金額以下の範囲で設置費用も対象


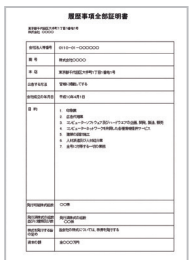
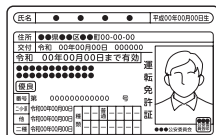
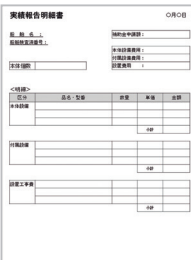
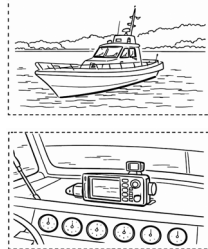
申請方法について

詳細は補助金ホームページ掲載の「給付規程」「公募要領」をご確認ください。

申請の流れ 4つの申請工程を経て補助金を給付します。



提出書類 提出していただく主な書類は下記のとおりです。

工程	主な提出書類				
給付申請	【遊漁船事業者確認書類】  遊漁船業者登録票	【本人確認書類】 法人の場合  履歴事項全部証明書		個人の場合  普通自動車または小型船舶の免許証	【船舶確認書類】  船舶検査証書 遊漁船業者登録票に記載された船舶名の船舶検査証書を提出してください。
	実績報告  領収書(所定様式)	 明細書(所定様式)	 納品報告写真	納品報告写真では、日本財団ロゴマークの報告写真をご提出いただけます。 	

※浸水警報装置・排水設備を申請する場合、給付申請の際に見積書と内訳書をご提出いただけます。※精算払請求の際に、振込先口座の通帳の写しを提出していただけます。

本補助金を申請される方へのお願い

- ・本補助金の申請はインターネットからのみ申請を受け付けさせていただきます。申請事項は直接システムに入力していただき、提出書類は画像などの電子ファイルで提出していただきます。
- ・インターネット環境がない事業者様の場合は、代理人の申請も可能ですので、ご家族や職場の同僚の方に依頼したうえでの申請をお願いします。

遊漁船の安全・安心確保推進事業事務局

補助金ホームページ

<https://yugyo-shien.jp>



遊漁船の安全・安心確保推進事業事務局は公益財団法人日本財団からの助成を受けた一般社団法人日本中小型造船工業会からの委託でTOPPAN株式会社が業務を運営しています。

お問い合わせ先

電話:050-5830-5394 (土日祝日・年末年始を除く平日10時~17時)

メール:info@yugyo-shien.jp (24時間受付)